

## ★修了証について

### 1. 修了証の有効期限について

川口市消防局で発行する修了証は、「各種救命講習を受講した」という「記録」としてお渡ししているもので、「有効期限」は設けておりません。

心肺蘇生法は5年に1度見直しがされます。常に最新の技術を身につけておくため、また、時間が経過すると忘れてしまいますので、2年～3年ごとの再受講を「お勧め」しています。

### 2. 再講習記録について

2回目以降の受講では、裏面に受講日が記載され、表面の発行番号と受講日は1回目のもものが反映されます。

前回受講時の登録内容(氏名や電話番号など)から変更がある場合は、反映されませんので、初回扱いの修了証となります。

「再受講期間」を定める「有効期限」はありませんので、前回受講からの経過年数に関わらず、「再講習記録」は表記されますが、講習管理システムの関係上、平成24年以降の受講が対象となりますので、前回受講がそれ以前の場合は、初回受講の修了証となります。

## ★再講習について

川口市消防局では「再講習者用の講習」は実施しておりません。

再講習(再受講)の場合でも、初回の方々と同じ講習を受けていただきますので、「時間が短縮になる」などの扱いもありません。